

ユニット ※設置する場合は記入	評価分野	評価項目	ウェイト	評価基準
法律系ユニット	教 育	授業科目の担当状況【学部】(全学教育科目含む)	0.3	【5:特に優れている】 4を上回る担当状況にある。 【4:水準を上回っている】 3に加えて、学部開講科目、全学教育科目や副専攻科目等のいずれかを4単位担当している。 【3:水準に達している】 法律系で決定した標準科目数（講義科目担当実績（学部、大学院前期、大学院後期）12～16単位、演習科目担当実績（学部、大学院前期、大学院後期）8～10単位）を担当している。 【2:改善の余地がある】 特段の事情なく、3を下回る担当科目数である。 【1:問題があり改善を要する】 法律系で決定した科目数を全く担当していない。
		授業科目の担当状況【大学院】	0.3	【5:特に優れている】 4を上回る担当状況にある。 【4:水準を上回っている】 3に加えて講義科目、演習科目のいずれかを2単位担当している。 【3:水準に達している】 法律系で決定した標準科目数（講義科目担当実績（学部、大学院前期、大学院後期）12～16単位、演習科目担当実績（学部、大学院前期、大学院後期）8～10単位）を担当している。 【2:改善の余地がある】 特段の事情なく、3を下回る担当科目数である。 【1:問題があり改善を要する】 法律系で決定した科目数を全く担当していない。
	留学生の受入状況	卒業研究指導状況	0	【5:特に優れている】 【4:水準を上回っている】 【3:水準に達している】 【2:改善の余地がある】 【1:問題があり改善を要する】
		博士課程前期研究指導状況	0	【5:特に優れている】 【4:水準を上回っている】 【3:水準に達している】 【2:改善の余地がある】 【1:問題があり改善を要する】
		博士課程後期研究指導状況	0	【5:特に優れている】 【4:水準を上回っている】 【3:水準に達している】 【2:改善の余地がある】 【1:問題があり改善を要する】
		留学生の受入状況	0	【5:特に優れている】 【4:水準を上回っている】 【3:水準に達している】 【2:改善の余地がある】 【1:問題があり改善を要する】

ユニット ※設置する場合は記入	評価分野	評価項目	ウェイト	評価基準
法律系ユニット	教 育	教育方法の改善に関する取組状況	0.2	<p>【5:特に優れている】</p> <p>特筆すべき教育改善の成果が認められる。</p> <p>【4:水準を上回っている】</p> <p>過去の授業アンケート等に照らし、授業改善の成果が認められる。</p> <p>【3:水準に達している】</p> <p>以下の(1)(2)を満たす。</p> <p>(1)法律系教育高度化委員会が主催する春、秋の公開授業期間において授業を公開し、他の授業を1回以上参観した上で参加報告書を提出する</p> <p>(2)授業アンケートを行い、受講生への返信を提出する。</p> <p>【2:改善の余地がある】</p> <p>3の(1)(2)のうち、どちらかを行っていない。</p> <p>【1:問題があり改善を要する】</p> <p>3の(1)(2)とも行っていない。</p>
		その他の教育活動		<p>【5:特に優れている】</p> <p>博士学位取得論文の指導実績がある。</p> <p>【4:水準を上回っている】</p> <p>修士学位取得論文、大学院留学生の指導実績がある。</p> <p>【3:水準に達している】</p> <p>大学院生、学部卒業論文、LS演習科目などの指導実績がある。</p> <p>【2:改善の余地がある】</p> <p>3の指導実績が乏しい。</p> <p>【1:問題があり改善を要する】</p> <p>3の指導実績が認められない。</p>

ユニット ※設置する場合は記入	評価分野	評価項目	ウェイト	評価基準
法律系ユニット	研究	学術雑誌等の論文公表の状況	0.3	【5:特に優れている】 特筆すべき研究業績が認められる。
				【4:水準を上回っている】 直近5年間に論説(判例評釈等は論説に匹敵するかどうかを個別に判断、連載ものは単発として扱うかどうかを個別に判断。以下同じ)と著書をあわせて6点以上公刊している。
				【3:水準に達している】 直近5年間に論説と著書をあわせて5点程度公刊している。
				【2:改善の余地がある】 直近5年間の論説と著書の公表数が上記3に満たない。
				【1:問題があり改善を要する】 直近5年間の論説・著書の公表がない
		学術専門書等の執筆、編集の状況	0.3	【5:特に優れている】 特筆すべき研究業績が認められる。
				【4:水準を上回っている】 直近5年間に論説と著書をあわせて6点以上公刊している。
				【3:水準に達している】 直近5年間に論説と著書をあわせて5点程度公刊している。
				【2:改善の余地がある】 直近5年間の論説と著書の公表数が上記3に満たない。
				【1:問題があり改善を要する】 直近5年間の論説・著書の公表がない
		解説、総説等の公表状況	0	【5:特に優れている】 【4:水準を上回っている】
				【3:水準に達している】 【2:改善の余地がある】
				【1:問題があり改善を要する】
				【5:特に優れている】 【4:水準を上回っている】
				【3:水準に達している】 【2:改善の余地がある】
		建築、芸術、演奏、体育系分野等の活動状況	0	【1:問題があり改善を要する】
				【5:特に優れている】 【4:水準を上回っている】
				【3:水準に達している】 【2:改善の余地がある】
				【1:問題があり改善を要する】
				【5:特に優れている】 【4:水準を上回っている】
		特許出願状況	0	【3:水準に達している】 【2:改善の余地がある】
				【1:問題があり改善を要する】
				【5:特に優れている】 【4:水準を上回っている】
				【3:水準に達している】 【2:改善の余地がある】
				【1:問題があり改善を要する】

ユニット ※設置する場合は記入	評価分野	評価項目	ウェイト	評価基準
法律系ユニット	研究	学術賞等の受賞の状況	0.2	【5:特に優れている】 当該年度に学会賞などの表彰を受けた。
				【4:水準を上回っている】
				【3:水準に達している】
				5以外 【2:改善の余地がある】
				【1:問題があり改善を要する】
		学会発表、講演等の状況	0	【5:特に優れている】
				【4:水準を上回っている】
				【3:水準に達している】
				【2:改善の余地がある】
				【1:問題があり改善を要する】
		学術調査、研究報告等の活動状況	0	【5:特に優れている】
				【4:水準を上回っている】
				【3:水準に達している】
				【2:改善の余地がある】
				【1:問題があり改善を要する】
		科学研究費の申請、獲得状況	0.2	【5:特に優れている】 当該年度に科研費(基盤研究A・B)を新規採択された。
				【4:水準を上回っている】
				当該年度に科研費(基盤研究C)を新規採択された。
				【3:水準に達している】
				当該年度に科研費を申請した(科研費未取得の場合)。 当該年度に科研費を取得している。 【2:改善の余地がある】
		共同研究、受託研究、その他外部資金の獲得状況	0	当該年度に科研費未取得であるが、科研費を申請しない。 【1:問題があり改善を要する】
				科研費の申請をしたことがない。
				【5:特に優れている】
				【4:水準を上回っている】
				【3:水準に達している】
		その他の研究活動 上記項目にあてはまらない成果や活動を「その他の研究活動」として評価するため、それらの活動がないからといって「2:改善の余地がある」あるいは「1:問題があり改善を要する」ということにはならないと考えられる。	0.1	【2:改善の余地がある】
				【1:問題があり改善を要する】
				【5:特に優れている】
				4について、特筆すべき成果や活動が認められる。
				【4:水準を上回っている】
				当該年度に論文、著書以外の著作物(判例評釈や解説など)を公刊、 外部資金獲得、学会発表、学術調査などに該当するものがある。
				【3:水準に達している】
				4、5以外 【2:改善の余地がある】
				【1:問題があり改善を要する】

ユニット ※設置する場合は記入	評価分野	評価項目	ウェイト	評価基準
法律系ユニット		<p>国、地方公共団体での活動状況 これらの活動は、依頼等によって行われることが想定され、個人の努力のみによって改善が可能であるとは考えられない。よって、基準に達していないからといって当該個人の業績として「問題がある」と評価することはできない。</p>	0.1	<p>【5:特に優れている】 国や地方公共団体から表彰を受けるなど、特筆すべき活動や成果が認められる。</p> <p>【4:水準を上回っている】 法律系で決定した基準の【標準以上】を満たしている。</p> <p>【3:水準に達している】 法律系で定めた基準の【標準程度】を満たしている。</p> <p>【2:改善の余地がある】 上記3に達していない。</p> <p>【1:問題があり改善を要する】</p>
		<p>学会等の学術団体での活動状況 これらの活動は、学術団体の運営方法により活動可能な領域や機会が異なることが想定され、個人の努力のみによって改善が可能であるとは考えられない。よって、基準に達していないからといって当該個人の業績として「問題がある」と評価することはできない。</p>	0.1	<p>【5:特に優れている】 特筆すべき活動や成果が認められる。</p> <p>【4:水準を上回っている】 法律系で決定した基準の【標準以上】を満たしている。</p> <p>【3:水準に達している】 法律系で定めた基準の【標準程度】を満たしている。</p> <p>【2:改善の余地がある】 上記3に達していない。</p> <p>【1:問題があり改善を要する】</p>
社会貢献		<p>公開講座、生涯学習教育に関する活動状況 これらの活動は、依頼等に応じて行われるのが通例であり、学問分野等により活動可能な機会が異なることが想定され、個人の努力のみによって改善が可能であるとは考えられない。よって、基準に達していないからといって当該個人の業績として「問題がある」と評価することはできない。</p>	0.1	<p>【5:特に優れている】 特筆すべき活動や成果が認められる。</p> <p>【4:水準を上回っている】 法律系で決定した基準の【標準以上】を満たしている。</p> <p>【3:水準に達している】 法律系で定めた基準の【標準程度】を満たしている。</p> <p>【2:改善の余地がある】 上記3に達していない。</p> <p>【1:問題があり改善を要する】</p>
		<p>産学連携活動(技術移転、技術相談等)の状況 これらの活動は、学問分野等により活動可能な機会が異なることが想定され、個人の努力のみによって改善が可能であるとは考えられない。よって、基準に達していないからといって当該個人の業績として「問題がある」と評価することはできない。</p>	0.1	<p>【5:特に優れている】 国や地方公共団体から表彰を受けるなど、特筆すべき活動や成果が認められる。</p> <p>【4:水準を上回っている】 法律系で決定した基準の【標準以上】を満たしている。</p> <p>【3:水準に達している】 法律系で定めた基準の【標準程度】を満たしている。</p> <p>【2:改善の余地がある】 上記3に達していない。</p> <p>【1:問題があり改善を要する】</p>

ユニット ※設置する場合は記入	評価分野	評価項目	ウェイト	評価基準
法律系ユニット		<p>国際共同研究に関する活動状況 これらの活動は、学問分野等により活動可能な機会が異なることが想定され、個人の努力のみによって改善が可能であるとは考えられない。よって、基準に達していないからといって当該個人の業績として「問題がある」と評価することはできない。</p>	0.1	<p>【5:特に優れている】 国際的な学会を主催し、その運営に当たるなど、特筆すべき活動や成果が認められる。</p> <p>【4:水準を上回っている】 法律系で決定した基準の【標準以上】を満たしている。</p> <p>【3:水準に達している】 法律系で定めた基準の【標準程度】を満たしている。</p> <p>【2:改善の余地がある】 上記3に達していない。</p> <p>【1:問題があり改善を要する】</p>
		<p>海外活動支援の状況 これらの活動は、学問分野等により活動可能な機会が異なることが想定され、個人の努力のみによって改善が可能であるとは考えられない。よって、基準に達していないからといって当該個人の業績として「問題がある」と評価することはできない。</p>	0.1	<p>【5:特に優れている】 特筆すべき活動や成果が認められる。</p> <p>【4:水準を上回っている】 法律系で決定した基準の【標準以上】を満たしている。</p> <p>【3:水準に達している】 法律系で定めた基準の【標準程度】を満たしている。</p> <p>【2:改善の余地がある】 上記3に達していない。</p> <p>【1:問題があり改善を要する】</p>
社会貢献		<p>地域連携活動の状況 これらの活動は、学問分野等により活動可能な機会が異なることが想定され、個人の努力のみによって改善が可能であるとは考えられない。よって、基準に達していないからといって当該個人の業績として「問題がある」と評価することはできない。</p>	0.1	<p>【5:特に優れている】 特筆すべき活動や成果が認められる。</p> <p>【4:水準を上回っている】 法律系で決定した基準の【標準以上】を満たしている。</p> <p>【3:水準に達している】 法律系で定めた基準の【標準程度】を満たしている。</p> <p>【2:改善の余地がある】 上記3に達していない。</p> <p>【1:問題があり改善を要する】</p>
		<p>その他の社会貢献活動 上記項目にあてはまらない成果や活動を「その他の社会貢献活動」として評価するため、それらの活動がないからといって問題があるということにはならないと考えられる。</p>	0.1	<p>【5:特に優れている】 特筆すべき活動や成果が認められる。</p> <p>【4:水準を上回っている】 法律系で決定した基準の【標準以上】を満たしている。</p> <p>【3:水準に達している】 法律系で定めた基準の【標準程度】を満たしている。</p> <p>【2:改善の余地がある】 上記3に達していない。</p> <p>【1:問題があり改善を要する】</p>

ユニット ※設置する場合は記入	評価分野	評価項目	ウェイト	評価基準
法律系ユニット	管理運営	学内の管理運営組織での活動状況	0.6	【5:特に優れている】 法律系のみならず、全学的にも4(前段部分)の働きが認められる。 【4:水準を上回っている】 自ら主導的に業務を行うとともに、組織全体の業務を改善・向上させるため、他者にも働きかけている。 教務厚生委員長、入試委員長ほか、特に重い業務運営上の責任を負っている。 【3:水準に達している】 法律系で決定した業務遂行に努力している姿勢について、誰もが認めるレベルに達している。 【2:改善の余地がある】 求められている業務を理解しているが、不適切な遂行である。 【1:問題があり改善を要する】 連続して無断で会議を欠席するなど、求められている業務を理解していない。
				【5:特に優れている】 4を上回る状況にある。 【4:水準を上回っている】 当該年度に大学院の入試問題の作成、問題のチェック、面接などを担当した。 【3:水準に達している】 当該年度に、法律系で決定した試験監督等の業務を適切に遂行した。 【2:改善の余地がある】 特段の事情なく、3の業務を遂行しなかった。 【1:問題があり改善を要する】 過去2年にわたって、特段の事情なく3の業務を遂行しなかった。
				【5:特に優れている】 【4:水準を上回っている】 【3:水準に達している】 【2:改善の余地がある】 【1:問題があり改善を要する】
				【5:特に優れている】 【4:水準を上回っている】 【3:水準に達している】 【2:改善の余地がある】 【1:問題があり改善を要する】
				【5:特に優れている】 特定の就学困難な学生の就学相談や指導などを年間を通して継続的に行つた。 【4:水準を上回っている】 特定の修学困難な学生の修学相談や指導などを行つた。 【3:水準に達している】 4以外 【2:改善の余地がある】 【1:問題があり改善を要する】